用語解説

あ

一時帰国(いちじきこく) 親族訪問、墓参りなどの目的で、一定期間日本に帰国すること。昭和48(1973)年10月、中国残留邦人の一時帰国旅費を全額国庫負担することが決定された。

弥栄三唱(いやさかさんしょう) 繁栄を祈って言う言葉を三度となえること。当時、満蒙開拓 青少年義勇軍などにおいては、「ばんざい」に代えて「いやさか」と唱えていた。

永住帰国(えいじゅうきこく) 永住する目的で、日本に帰国すること。昭和 48(1973)年 10 月、中国残留邦人の永住帰国旅費を全額国庫負担(従前は、船賃等を国庫負担)することが決定された。

開拓自興会(かいたくじこうかい) 昭和 23(1948)年 12 月に設立された社団法人。「(国内) 開拓 を通じて海外において開拓に従事した者の再起更正をはかるとともに、新生日本の建設に寄与す る」ことを目的としていた。その後、組織の名称を現在の「全国拓友協会」(原田要会長)と変更 し、主な事業として、海外開拓従事死没者の慰霊とその子女等中国残留孤児の自立定着の援助を 行っている。

下郷運動(かきょううんどう) 中国で、1950年代半ばから、幹部を農村に送って下部の活動・ 労働に従事させ、農村部の発展を促進するとともに、幹部の官僚主義的・主観主義的欠点を克服 させる運動。知識青年、学生の下郷は、文化大革命期に「上山下郷」の運動として、1960年代末 から 1970年代末まで続いた。このことによって、教育の機会を奪われた青年が多くいた。「下放 運動」とも言われる。

葛根廟事件(かっこんびょうじけん) 昭和 20(1945)年8月14日、満洲国(中国東北部のこと。 以下同じ)の葛根廟付近において非武装の日本人避難民約1,000人がソ連軍戦車部隊によって虐殺された事件。

下放運動(かほううんどう) →下郷運動。

関東軍(かんとうぐん) 満洲及び関東州に駐留した旧日本軍の陸軍部隊。戦争末期には不足する兵員を、開拓団員から大量に動員した。

関東州(かんとうしゅう) 中国の遼東半島南部にあった日本の租借地(領土権は元の国に残存するが、統治権は租借国にある地域)。日露戦争後、ポーツマス条約によりロシアからその権利を獲得したが、日本の敗戦により中国に返還された。

帰国者の会(きこくしゃのかい) 中国帰国者の会の略。中国帰国者の支援活動を行うため、昭和 57(1982)年に設立された民間ボランティア団体(鈴木則子会長)。東京都内に、3 箇所の生活相談室を開設すると共に、5 箇所の日本語教室を運営している。

玉砕(ぎょくさい) 名誉や忠義を重んじて、いさぎよく死ぬこと。南方戦線での戦局悪化のなかで多くの日本兵が玉砕していった。また、昭和19(1944)年2月には、時の東条内閣により「非常時宣言」が行われ、「本土決戦」、「一億玉砕」などのスローガンが打ち出された。

苦力(クーリー) 肉体労働に従事した、下層の中国人・インド人労働者。

現地召集(げんちしょうしゅう) 戦時、事変などの際に、在郷軍人(平時は民間人として内地で生業についている)を軍隊に呼びだして集める一般的な召集に対して、満洲、南方地域などの現地で生業についている者を直接召集すること。

光復軍(こうふくぐん) 朝鮮の独立運動家の金九(きんきゅう/キム・グ)が 1940(昭和 15)年、中国の重慶において大韓民国臨時政府主席に就任後、蒋介石の中国国民党政府とともに抗日活動を行うために創設した組織。

国民学校(こくみんがっこう) 昭和 16(1941)年から昭和 22(1947)年までの間の日本の初等普通教育機関の名称。従前の小学校を改称し、初等科6年、高等科2年を義務教育年限とした。

国民党(こくみんとう) 中国国民党の略。1919(大正8)年、孫文が中華革命党を改組して作った政党で、孫文没後は、蒋介石が中心となり、反共に転じて南京に国民政府を樹立した。第二次大戦後、中国共産党との内戦に破れて台湾に逃れた。

五族協和(ごぞくきょうわ) 満洲国建国の際のスローガンのひとつ。満洲民族、大和(日本) 民族、漢民族、蒙古民族、朝鮮民族の五民族が協力し、平和な国造りを行うという意味。これに 対して、「五族共和」は、辛亥(しんがい)革命当時、孫文らが唱えた政治スローガンで、清朝を 廃して五族(漢、蒙、蔵、回、満)による共和政体樹立をめざすというもの。

国共合作(こっきょうがっさく) 中国国民党と中国共産党との政治提携。第1次(1924~1927年)は共産党員が個人の資格で国民党に入党するという形であったが、第2次(1937~1945年)は 抗日民族統一戦線結成のため、共産党が国民党に戦線加入を呼びかけて成立した。

さ

里帰り(さとがえり) 一般的には、結婚した女性や他家に奉公している者が実家(生家)に一時帰ることをいうが、ここでは、中国残留邦人が日本にいる親族のもとへ一時帰国すること。

三互会(さんごかい) 中国帰国者三互会の略。中国帰国者の自立を支援する民間ボランティア団体(和泉清一会長)で、会名の三互とは「互いに学び、互いに助け合い、互いに団結しよう」の意。昭和48(1973)年の設立以来、30余年間にわたって多様な活動を行ってきた。

支援・交流センター(しえん・こうりゅうせんたー) 中国帰国者支援・交流センターの略。厚生労働省の事業委託を受けて、平成13(2001)年11月に(財)中国残留孤児援護基金及び(財)大阪YWCAが、平成16(2004)年6月に(社)福岡県中国帰国者自立促進協議会がそれぞれ開設した組織。通称は、首都圏センター(東京)、近畿センター(大阪)及び九州センター(福岡)。中国帰国者問題について、国民の関心と理解を促し、地方公共団体、支援者、地域住民などの協力を得ながら、日本語学習支援、相談、交流、普及啓発などの事業を中長期的に行うための拠点として位置づけられている。

集団訴訟(しゅうだんそしょう) 中国残留孤児などが国に対して1人当たり3,300万円の賠償を求めて各地で提訴している訴訟(平成14(2002)年12月から平成17(2005)年3月末日までの原告総数は、1,894名)。提訴理由は、「旧満州に居住した民間人を置き去りにし、長期間放置するとともに、日中国交正常化後も速やかに帰国支援策をとることを怠った」及び「帰国後、現在に至るまで十分な定着及び自立支援措置の実行を怠った」とされている。

集団引揚げ(しゅうだんひきあげ) 終戦後に外地から内地(日本国内)に帰還することを「引

揚げ」というが、このうち、一定数の引揚者ごとに、船舶により外地出港地から内地上陸地まで輸送(無賃)する場合を「集団引揚げ」、これとは別に個別に帰還する場合を「個別引揚げ」という。昭和27(1952)年3月から、この個別引揚げに要する船賃の国庫負担制度が設けられた。

春陽会(しゅんようかい) 昭和 58(1983)年 4 月、中国残留孤児の帰国・日本定住を促進することを目的に設立された民間ボランティア団体(国友忠会長)。当初は、チャリティーショーの収益金を(財)中国残留孤児援護基金に寄付する活動などを行っていたが、その後、中国残留婦人等の集団一時帰国支援や「ふるさとの家」(帰国直後の落着先がない婦人等に提供する住居)の運営を活動の中心とした。

召集令状(しょうしゅうれいじょう) 在郷軍人を召集する命令書。臨時召集などの召集には淡 赤色の紙を用いたので、俗に赤紙(あかがみ)という。

自立研修センター(じりつけんしゅうせんたー) 中国帰国者自立研修センターの略。地域社会における定着自立を促進するため、主として定着促進センターにおける研修を修了した帰国者等に対し、日本語指導、地域の実情を踏まえた生活相談・指導、就労相談・指導を行う施設。通所方式により8か月間の研修を行う。現在、北海道、山形県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、広島県及び福岡県の合計12箇所のセンターが設置されている。

新幸荘(しんこうそう) 東京都江東区塩浜にある特別区人事厚生事務組合の「宿泊所」。住宅に困っている低所得者及び生活困難等により住宅確保ができない者を対象としており、中国帰国者もその対象とされている。

尋常高等小学校(じんじょうこうとうしょうがっこう) 旧制小学校で、尋常小学校と高等小学校の課程を併設した学校。

尋常小学校(じんじょうしょうがっこう) 満 6 歳以上の児童を対象とした義務制の小学校。教育期間は明治 19(1886)年の制定時は 4 年、明治 40(1907)年から 6 年。昭和 16(1941)年に国民学校初等科と改称。

人民公社(じんみんこうしゃ) 中国で、1958(昭和33)年の「大躍進」の中で作られ始めた生産 組織と行政組織が合体した地区組織の基礎単位。1982(昭和57)年の新憲法により解体された。

青年学校(せいねんがっこう) 実業補習学校と青年訓練所を統合して昭和 10(1935)年に創設された学校。小学校を卒業した勤労青少年に対して、普通教育、実業教育及び軍事教育を行った。 昭和 14(1939)年に義務制になったが、昭和 22(1947)年に廃止された。

た

大躍進(運動)(だいやくしん(うんどう)) 中国で1958(昭和33)年から実施された農工業の大増産政策。天災も重なって、「大躍進」は、経済の混乱と数千万人の餓死者を出すという結果に終わり、1959(昭和34)年、毛沢東はこの政策の失敗を認めて国家主席を辞任した。

大陸の花嫁(たいりくのはなよめ) 満蒙開拓団員のもとに嫁いだ日本人女性のこと。当時、配偶者として入植する女性に対し必要な指導・訓練を行うため、府県に女子拓殖訓練所が設置され、 満洲にも開拓女塾が設置されていた。

中国帰国者(ちゅうごくきこくしゃ) 日本に永住帰国した中国残留邦人及びその残留邦人の親族等(同行して帰国する場合と後日呼び寄せられる場合とがある)のこと。

定着促進センター(ていちゃくそくしんせんたー) 中国帰国者定着促進センターの略。帰国直後の孤児世帯に対して、4 か月間の基礎的な日本語教育や基本的な生活指導を行い、定着後、一刻も早く自立できるようにすることを目的に、昭和 59(1984)年、「中国帰国孤児定着促進センター」(残留婦人等のセンター受入れに伴い、平成 6(1994)年 4 月に「中国帰国者定着促進センター」に名称変更)として埼玉県所沢市に開設された施設。その後、全国 11 箇所に同様の施設が開設されたが、帰国者世帯数の減少に伴い順次閉所され、現在は、所沢及び大阪の 2 箇所のみとなっている。

な

難民収容所(なんみんしゅうようじょ) ソ連参戦後の逃避行の末にたどり着いた日本人避難民が収容された小学校、採炭事務所などの建物。多くの避難民が押し寄せた各地の難民収容所では、衛生や食生活などが劣悪な状況にあり、昭和20(1945)年の長く厳しい冬期を迎える中で多くの病死者を出した。

肉親捜し(にくしんさがし) 中国残留日本人孤児の肉親捜しの略。昭和 47(1972)年の日中国交正常化を契機に孤児などから肉親捜しを求める依頼が多く寄せられるようになった状況のもとで、昭和 50(1975)年3月から孤児から送られ資料を報道機関の協力を得て、広く一般に公開して情報を求める「公開調査」が実施された。また、昭和 56(1981)年3月から孤児を一定期間日本に招き、報道機関の協力を得て肉親を捜す「訪日調査」などが実施されている。これらの調査の結果、平成 17(2005)年3月末日までに1,279名の孤児の身元が確認されている。

日中国交回復(にっちゅうこっこうかいふく) 昭和 47(1972)年9月29日、北京において、田中角榮・周恩来両首相が日中共同声明に署名したことにより、日本と中華人民共和国との国交が結ばれたこと。なお、一般的には「日中国交回復」と呼ばれることが多いが、過去に日本と中国(中華人民共和国)との外交関係はなかったことから、公式には「日中国交正常化」という。

入植(にゅうしょく) 開拓地や植民地に入って生活すること。

は

八路軍(はちろぐん) 中国国民革命軍第八路軍の略。抗日戦争中、華北にあった中国共産党の 軍隊。1937(昭和12) 年8月、第2次国共合作後の称。抗日戦の主力軍の一つ。日中戦争後、人 民解放軍と改称。

引揚証明書(ひきあげしょうめいしょ) 外地からの引揚者に対して発給された、その事実内容を証する書類。平成 6(1994)年 10 月以降は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の施行に伴い、この引揚証明書に代えて「永住帰国者証明書」などが交付されることとなった。

ビザ(びざ) (入国)査証。旅券(パスポート)に記載する、外国旅行者が正当な理由と資格により旅行することを証明する裏書き。

匪賊(ひぞく) 一般的には、集団で掠奪、殺人などを行う盗賊のこと。満洲においては、馬を用いた盗賊グループ(馬賊)がよく出没したが、これ以外の反満抗日ゲリラや暴徒化した現地住民などまでを含み、日本人側からは「匪賊」と呼んでいた。

武装解除(ぶそうかいじょ) 捕虜や投降者などから強制的に武器を取り上げること。

文化大革命(ぶんかだいかくめい) 中国で 1960 年代後半から 1970 年代前半まで続いた政治、社会、思想、文化の全般にわたる改革運動。林彪が主導し、その没後は四人組により毛沢東思想に基づく独自の社会主義国家建設を目指したというが、実質的には中国共産党指導部内の権力闘争であり、四人組に煽動された暴力的な大衆運動により、多くの人材や文化財などが被害を受けた。プロレタリア文化大革命。

方正(ほうまさ) 三江省の方正(ほうせい)のこと。東安省の宝清(ほうせい)との聞き間違いを 避けるため、日本人によって「ほうまさ」と呼ばれるようになった。

ま

満洲拓殖公社(まんしゅうたくしょくこうしゃ) 昭和 12 (1937) 年 8 月、満洲への農業移民を促進するために設立された組織。開拓用地の取得・管理、開拓地生産物の販売斡旋、開拓民に対する資金の貸付及び物資の配給などを行った。

満人(まんじん) 満洲などの現地住民に対する蔑称。

満鉄(まんてつ) 南満洲鉄道株式会社の略称。日露戦争後、ポーツマス条約によりロシアから 獲得した長春以南の鉄道事業等を経営する目的で、明治39(1906)年に設立された半官半民の国策 会社。

満蒙開拓青少年義勇軍(まんもうかいたくせいしょうねんぎゆうぐん) 昭和 12(1937)年 12月 に定められた「満蒙開拓青少年義勇軍募集要綱」に基づいて、尋常小学校(国民学校)高等科卒業直後の青少年を対象に募集され、その応募者をもって構成された組織。茨城県の内原訓練所での約3か月の訓練を経て渡満(昭和13(1938)年から昭和20(1945)年までの間の送出者総数は、約9万名)し、ソ満国境に近い地域において開拓地の防衛に当たりながら、3か年の訓練の後に義勇隊開拓団に移行することとされていた。

満蒙開拓団(まんもうかいたくだん) 昭和 7(1932)年以降、日本が満洲、内蒙古などに送出した農業移民団。農業を中心とする国内の諸矛盾の解決、満洲国の治安維持、対ソ戦の備えなどの国策的な性格を持っていた。移民団は武装し組織的な軍事訓練を受けていたが、成年男子のほとんどが召集されていたため、ソ連参戦により壊滅的な打撃を受け、多くの犠牲者を出した。

未帰還者に関する特別措置法(みきかんしゃにかんするとくべつそちほう) 未帰還者のうち、国がその状況に関し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について特別の措置を講ずることを目的として、昭和34(1959)年3月に公布(同年4月施行)された法律。この法律によって、未帰還者のうち一定の要件を満たす者について、厚生大臣の請求に基づく戦時死亡宣告が可能となり、この宣告を受けた場合に、その遺族に対して弔慰料の支給及び恩給法等の適用がなされることとなった。一方、戦時死亡宣告による戸籍抹消が、中国残留邦人の身元調査や日本への帰国の機会を遅らせたり奪ったりしたと指摘する意見もある。

身元引受人(みもとひきうけにん) 肉親に代わって中国残留邦人の相談相手となり、助言・指導を行う人(平成17(2005)年3月末日現在の厚生労働省への登録者総数は1,646名)。昭和60(1985)年度から身元未判明孤児を対象に制度化され、その後、平成元(1989)年度から身元判明孤児、平成3(1991)年度から残留婦人等も対象とされた。

身元保証人(みもとほしょうにん) 外国人が日本に入国し在留する際の滞在費、帰国旅費及び

法令の遵守について保証する人。「出入国管理及び難民認定法」に基づく諸手続の中で、身元保証 人による身元保証書の提出が求められることが多い。

蒙古(もうこ/モンゴル) 蒙古は外蒙古と内蒙古とがあり、「満蒙開拓」などという場合の「蒙」は、内蒙古のことをさしており、現在は中華人民共和国内蒙古自治区となっている。なお、外蒙古は、1924(大正13)年に独立し、モンゴル人民共和国を経て、1992(平成4)年にモンゴル国となっている。

中国残留邦人に関する略史

年 月	日	内 外 のできごと(関 連 施 策 部 分 はゴシック体)
1905(明治 38)年		日露戦争での勝利の結果、9月のポーツマス条約により日本はロシアか
		ら関東州の租借権及び長春ー旅順間の南満洲鉄道経営権を獲得
1915(大正 4)年		中国に対して 21 カ条を要求し、南満洲、東部内モンゴルにおける日本
		の権益を獲得
1917(大正 6)年		ロシア革命
1919(大正 8)年	6月 8日	ソ連が帝政時代の満洲における特権を放棄
1928(昭和 3)年	6月 4日	張作霖(中国東北3省の支配者)爆死事件
1931(昭和 6)年	9月18日	満洲事変(柳条湖事件)勃発
1932(昭和 7)年	3月 1日	満洲国建国宣言書発表(首都は、「長春」を改称した「新京」)
	5月 2日	国際連盟リットン調査団が新京到着
	8月22日	拓務大臣官邸で移民募集に関する第1回会議開催
	10月 1日	「満洲に於ける移民に関する要綱」を関東軍司令部が決定
	10月 1日	リットン調査団が日本政府に対して満洲国不承認の報告書を通達
	10月3日	第1次移民団 492 名が明治神宮外苑に集合(10 月5日神戸より乗船)
1933(昭和 8)年	3月28日	日本、国際連盟より脱退
1935(昭和 10)年	5月 7日	拓務省が「満洲農業移民根本方策に関する件」を決定
1937(昭和 12)年	7月 7日	日華事変(廬溝橋事件)勃発
	8月24日	長野県の満蒙開拓青少年義勇軍 100 名が東京を出発
	8月31日	満洲拓殖公社(満洲移民の募集機関)設立
	11月30日	「満洲に対する青年移民送出に関する件」閣議決定
1938(昭和 13)年	4月 1日	国家総動員法公布(同年5月5日施行)
1939(昭和 14)年	9月 1日	第二次世界大戦開戦
	12月22日	「満洲開拓民に関する根本方策に関する件」閣議決定
1941(昭和 16)年	12月 8日	太平洋戦争開戦
1945(昭和 20)年	4月 1日	沖縄本島に米軍上陸
	8月 6日	広島に原爆投下
	8月 9日	長崎に原爆投下
	8月 9日	ソ連対日参戦
	8月14日	ポツダム宣言受諾(無条件降伏)
	8月15日	玉音放送(終戦に関する詔書が放送)により、終戦が国民に周知
	9月 2日	降伏文書に調印(太平洋戦争の終結)
1946(昭和 21)年	4月15日	ソ連軍が満洲からの撤退完了
	5月14日	中国からの集団引揚げ開始(第1船が佐世保港入港)

1946(昭和 21)年	5月23日	中国国民党政府軍新京(長春)を占領
1947(昭和 22)年	5月3日	日本国憲法施行
1948(昭和 23)年	8月19日	中国(満洲)からの集団引揚げ中断
1949(昭和 24)年	10月1日	中華人民共和国成立
	10月3日	中国(関東州)からの集団引揚げ中断
1951(昭和 26)年	9月 8日	平和条約署名の日
1952(昭和 27)年	4月28日	平和条約発効の日(日本国の主権回復)
1953(昭和 28)年	3月23日	中国からの集団引揚げ再開
1958(昭和 33)年	5月	中国において大躍進運動開始(1962年1月まで)
	7月13日	中国からの集団引揚げ打切り
1959(昭和 34)年	3月 3日	未帰還者に関する特別措置法公布(同年4月1日施行)
1966(昭和 41)年	5月	中国において文化大革命開始
1972(昭和 47)年	9月29日	日中国交正常化(北京において共同声明に調印)
1973(昭和 48)年	10月31日	中国残留邦人の一時帰国(里帰り)旅費の全額国庫負担を決定
1975(昭和 50)年	3月12日	中国残留孤児の報道機関による第1回公開調査実施(公開調査は、昭
		和 56 年1月の第9回まで実施)
1976(昭和 51)年	9月 9日	毛沢東死去
1977(昭和 52)年	8月	中国共産党が文化大革命の集結宣言
1981(昭和 56)年	3月 2日	中国残留孤児の第1回訪日調査実施(3月16日まで。以後、平成11年
		度まで通算 30 回実施)
1983(昭和 58)年	4月 1日	(財)中国残留孤児援護基金設立
1984(昭和 59)年	2月 1日	中国帰国孤児定着促進センター(所沢)開所
	3月17日	中国残留日本人孤児問題の解決に関する口上書(養父母に対する扶
		養費の送金、身元未判明孤児の受入れ等)を日中両国間で交換
	11月6日	(財)中国残留孤児援護基金が帰国孤児の養父母を日本へ招待(その
		後、現在まで毎年招待)
1985(昭和 60)年	3月29日	身元未判明孤児の永住帰国受入れ決定及び身元引受人制度の創設
1986(昭和 61)年	5月 9日	中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費に関する口上書を日
(中両国間で交換
1987(昭和 62)年	4月 1日	大阪中国帰国孤児定着促進センター開所(6月1日北海道及び福
1000(1777, 00)	0 11 11	島、7月1日福岡、10月1日愛知においても定着促進センター開所)
1988(昭和 63)年	6月 1日	埼玉県中国帰国者自立研修センター開所(同日神奈川県、愛知県、大
		阪府、長崎県及び鹿児島県、6月5日兵庫県、6月23日長野県、6
		月 24 日京都府、7 月 1 日東京都及び福岡県、7 月 21 日広島県、7 月
		23日山形県、8月31日高知県、10月1日千葉県においても自立研修セ
1000(亚冉二) 左	7 □ 01 □	ンター開所)
1989(平成元)年	7月31日	身元判明孤児に対する特別身元引受人制度の創設

1990(平成 2)年	8月29日	(財)中国残留孤児援護基金が中国残留婦人等に対する一時帰国協力
		援助事業開始
1991(平成 3)年	4月 1日	一時帰国時の滞在費支給開始
	6月20日	特別身元引受人制度の対象に中国残留婦人等を追加する措置決定
1993(平成 5)年	12月15日	中国残留邦人の帰国問題の解決に関する口上書を日中両国間で交換
	12月15日	早期に永住帰国を希望する中国残留邦人等の受入れ3か年計画を発
		表
1994(平成 6)年	4月 1日	各地の中国帰国孤児定着促進センターの名称を中国帰国者定着促進
		センターに変更
	4月 6日	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
		に関する法律公布(平成6年 10 月1日施行)
	6月 1日	中国帰国者定着促進センター長野分室開所
	6月23日	永住帰国援護対象者の拡大(従前の本人、配偶者、未成年の子などに
		加えて 65 歳以上の高齢の残留邦人を扶養するため同伴帰国する成年
		の子1世帯を援護対象者に追加。その後、65歳の年齢を平成7年4月1
		日に 60 歳、平成9年4月1日に 55 歳に改正)
	6月23日	国の集団一時帰国援護事業として(財)中国残留孤児援護基金に業務
		委託
	8月29日	中国帰国者定着促進センター山形分室開所
	11月9日	国民年金法等の一部を改正する法律公布(中国残留邦人等に対する
		国民年金の特例措置。平成8年4月1日施行)
1995(平成 7)年	2月 1日	特別身元引受人制度の身元引受人制度への統合
	4月 1日	身元未判明孤児の就籍援助の開始
	5月24日	静岡県中国帰国者自立研修センター開所(7月10日岩手県、7月27
		日福島県、9月1日東京都武蔵野、10月2日北海道においても自立
		研修センター開所)
	7月 1日	宮城中国帰国者定着促進センター開所(同日広島、10月1日岐阜にお
	10 0 1 0	いても定着促進センター開所)
	10月1日	再一時帰国援護要件の緩和(毎年化)及び一時帰国時の滞在費支給
1000(五十 0)左	4 🛭 1 🖂	対象の拡大(親族を追加)
1996(平成 8)年	4月 1日	中国残留邦人等に対する国民年金の新たな特例措置施行
2000(平成 12)年	3月29日	訪日調査の見直しに係る口上書を日中両国間で交換
	11月14日	見直し後の第1回訪日対面調査実施(以後、平成 16 年度まで毎年度実 施)
2001(平成 13)年	11月1日	^{他)} 中国帰国者支援・交流センター(東京)及び近畿中国帰国者支援・交流
2001(十成 13)十	11 /J I I	中国帝国有又張・文派センダー(東京)及び近畿中国帝国有又張・文派 センター(大阪)開所
2001(平成 13)年	12 月	センター(入版/開放
2001(千成 13)平	14 月	下四次由姉八守3句による国外短側が広が界界地域に促訴

2002(平成 14)年	12月20日	中国残留邦人 637 名による国家賠償訴訟が東京地裁に提訴(平成 15
		年8月20日以降、各地で同様の集団提訴が相次ぐ)
2004(平成 16)年	6月 1日	九州中国帰国者支援・交流センター(福岡)開所

(注) 定着促進センターについては、平成3年4月から平成16年4月までの間に北海道、福島、愛知、山形分室、岐阜、広島、宮城、長野分室及び福岡が閉所し、現在2か所のみ(所沢及び大阪)となっている。また、自立研修センターについては、平成11年7月から平成14年12月までの間に高知県、長崎県、静岡県、兵庫県、岩手県、東京都武蔵野、福島県及び鹿児島県が閉所し、現在全国12か所となっている。